

【ドイツ】 性的虐待の被害者の権利を強化するための法律

海外立法情報課 渡辺 富久子

* 性的虐待の未成年の被害者の刑事手続における権利を強化するために刑事訴訟法等が改正され、主要な規定は 2013 年 9 月 1 日から施行されている。

1 背景

ドイツにおいては、刑事手続における犯罪被害者の権利が 1986 年、1998 年、2004 年及び 2009 年の刑事訴訟法等の改正により、漸次強化されてきた。

しかし、2010 年 1 月以降、カトリック教会の施設において未成年者に対する性的虐待が頻発していたことが明るみになったことに端を発し、権力を利用した性的虐待においては、なお課題が残っていることが認識された。2010 年 3 月には、連邦法務省の下に円卓会議「私的及び公的施設並びに家庭における依存・権力関係を利用した児童に対する性的虐待」が設置され、専門家によって対策が協議された。連邦政府は、円卓会議の提言を受け、性的虐待の被害者の権利を強化するための法律案（注 1）を 2011 年に議会に提出した。法律案は、2013 年 3 月 14 日に連邦議会、5 月 3 日に連邦参議院を通過し、法律（注 2）の主要な規定は 9 月 1 日から施行されている。

2 概要

性的虐待の被害者の権利を強化するための法律は、刑事訴訟法、裁判所構成法、少年裁判所法、民法典等を改正する法律であった。その概要は、次のとおりである。

(1) 尋問回数削減

従来、18 歳未満の犯罪被害者が証言をする場合において、当該被害者の利益の保護に必要な場合には、事前に裁判所が尋問を行って証言を録音及び録画し、これをその後の公判等の手続において用いることが可能であった（刑事訴訟法第 58a 条及び第 255a 条）。これらの規定が、18 歳に達する前に性的虐待等の性犯罪の被害を受けた成人にも適用されることになった。これは、円卓会議の会合において、18 歳に達する前に受けた性的虐待はその後の人生にも影響を及ぼし、捜査手続や刑事手続が当事者に特別な負担となるおそれがあることが明らかになったことによる。

(2) 刑事手続における被害者の権利の強化

従来、性的虐待等の性犯罪の被害を受けた 18 歳未満の者が裁判に参加する（Nebenklage）場合には、費用負担なしに弁護人を依頼する権利を有しているが、この規定が 18 歳に達する前に性的虐待等の性犯罪の被害を受けた成人にも適用されることになった（刑事訴訟法第 397a 条）。また、被害者を証人として尋問する際には、

特に、被害により受けた影響について述べる機会を与えなければならない旨が明文で定められた（刑事訴訟法第 69 条）。

従来、被疑者が初めて刑事施設外において就労し、若しくは外出する場合又は外泊する場合には、被害者の申請によりこれを被害者に通知しなければならなかった（刑事訴訟法第 406d 条）。今回の改正により、被害者の正当な権利が述べられ又は明らかである場合において、これを上回る被疑者の利益がないときには、被害者の申請により、2 回目以降の刑事施設外における就労若しくは外出又は外泊についても被害者に通知しなければならないとされた。

従来、被害者のプライバシーを保護する利益が公開で裁判を行う利益を上回る場合には、非公開で裁判を行うことができた（裁判所構成法第 171b 条）。今回の改正により、裁判を公開すると 18 歳未満の被害者の負担が大きくなる場合には、これを考慮しなければならない旨が明文で定められた。また、18 歳未満の者が性的虐待等の性犯罪の被害を受けた場合において、事前の裁判所の尋問の録音及び録画を使用せず、裁判でこの者を尋問するときには、裁判は非公開とするものとされた。これらの規定は、18 歳未満時に被害を受けた成人にも適用される。

(3) 少年裁判所

従来、刑事手続において 18 歳未満の被害者が証人として尋問される場合に限り、検察官は、少年裁判所に公訴を提起することができるものとされていた。今回の改正により、証人として尋問される 18 歳未満の被害者の利益の保護に必要な場合には、検察官は、少年裁判所に公訴を提起しなくなってきた。（裁判所構成法第 26 条）。

少年裁判所が管轄する事件の手続には、教育の資格及び経験を有する少年検察官が任命されるが、その要件の遵守が不十分であることが多い。今回の改正により、少年検察官に必要な要件が次のとおり強化された。試用中の裁判官及び試用中の公務員は、その任用後最初の 1 年間は少年検察官に任命されないものとされた。また、少年検察官の任務は、その遂行に特に必要な要件を満たす場合に限り、区裁判所の検察事務官（*Amtsanwalt*）に委任することができることとされた。司法修習生には、少年検察官の監督の下で、個別の事件について少年検察官の任務を委任することができることとされた（少年裁判所法第 36 条）。

(4) 民事上の時効の延長

生命、身体、健康、自由又は性的自己決定権を故意に侵害された者の損害賠償請求権の時効が、従来通常の時効 3 年から 30 年に延長された（民法典第 197 条）。

注

- (1) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/6261, 12735.
- (2) Gesetz zur Stärkung der Rechte von Opfern sexuellen Missbrauchs (StORMG) vom 26. Juni 2013 (BGBl. I S.1805).